

## 消防本部からのお知らせ

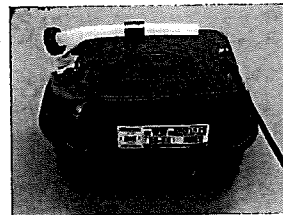
### ガソリン等の貯蔵・取り扱いの注意

平成25年8月15日に京都府福知山市において発生した火災において3名の尊い命が失われ、多数の方が負傷されました。ガソリン等の危険物は、貯蔵・取り扱い方法を誤ると大惨事につながることから以下の点に十分気を付けてください。

#### ◎携行缶から発電機等への給油について

- 必ずエンジンを停止して、周囲に火の気がないことをよく確認し、人体その他に影響がない水平な場所で行ってください。
- 給油前には、必ずエア調整ネジを緩め、缶内の圧力を調整してからキャップを取り外してください。

⇒キャップを一気に外すと、内圧差によるガソリンの噴出、キャップの飛び出し等による事故が起きる恐れがあり、大変危険です。



調整ネジ

#### ◎保管方法について

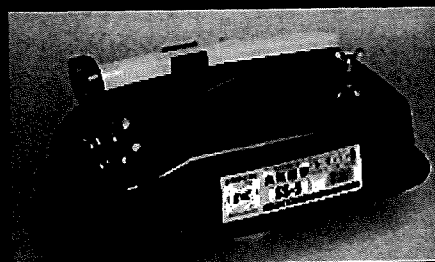
- 保管が必要な場合は、以下のような場所は避けてください。

- ・火の気がある場所
- ・直射日光が当たる場所
- ・温度変化の多い場所
- ・高温になることが予想される場所

⇒上記のような場所での保管は、容器の変形、破裂や火災などの恐れがあります。

ガソリンの引火点は「 $-40^{\circ}\text{C}$ 」程度と非常に低く、静電気等でも容易に火災が発生しますので貯蔵及び取り扱いについて十分注意されますようお願いします。

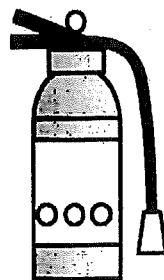
ガソリン携行缶  
ご使用時の不注意・  
誤ったご使用は  
大変危険です！



# 露店等を開設する皆さまへ

## (静岡市消防局からのお知らせ)

静岡市火災予防条例の一部を改正により、不特定多数の方が集まる催しにおいて、火気器具等を使用する露店等を開設する場合、次のことが義務化されました。



- 1 消火器の準備
- 2 露店等の開設の届出

露店を開設する皆さまは、事前に対応するようお願いいたします。

- ◆ 不特定多数の方が集まる催しには、PTAや自治会のお祭り、学校で行うバザーなどが該当します。  
近親者によるバーベキューなどは該当しません。
- ◆ 火気器具等とは、発電機、木炭こんろ、ガスこんろ、ホットプレートなど、液体燃料、固体燃料、気体燃料、電気を熱源とする器具及び火災の発生のおそれのある器具をいいます。
- ◆ 消火器は、「業務用消火器」と言われるものを準備してください。  
「住宅用消火器」や「スプレー式簡易消火具」は該当しません。  
消火器は、原則として火気器具等ごとに1本の準備が必要となりますが、催しの開設者が同一の場合は共同で設置することができます。(消防署にご確認ください)
- ◆ 「露店等の開設届出書」は、事前に消防署へ提出をして下さい。  
「露店等の開設届出書」は、消防署の窓口または静岡市のホームページから入手できます。

今回の静岡市火災予防条例の改正は、平成25年8月15日に京都府福知山市において、多くの死傷者が発生した花火大会火災の教訓から、屋外イベント会場等における火災予防対策について見直しが行われたものです。

また、平成28年11月6日東京都新宿区内で開催された催しにおいて、幼稚園児等が死傷する火災が発生したことから、催しにおける照明器具の取扱いにも十分注意してください。

## 露店等の安全チェックリスト

露店等を安全に運営していただくために、ご自分で点検をしてください。

### 火気器具等

- 消火器が準備してある。
- 建物や可燃物品から安全な距離が保たれている。
- 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用している。
- 地震等により器具や可燃物が落下するおそれがない。
- 不燃性の床又は台上で使用している。
- 故障し、又は破損したものを使用していない。
- 本来の使用目的以外に使用していない。
- 本来の使用燃料以外の燃料を使用しない。
- 器具の周囲は、整理及び清掃に努め、燃料その他の可燃物を放置していない。
- 燃料漏れがないことを確認してから点火している。
- 使用中は、器具の移動又は燃料の補給をしない。
- 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けてある。

### 液体燃料容器

- 消防法令に適合した金属製容器等で貯蔵・取扱いを実施している。
- 火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管している。

### 燃料の給油

- 漏れや溢れが生じないように注意を払っている。
- 開口前の圧力調整弁の操作等、容器の取扱説明書等に従って適正に取り扱っている。
- 発電機の稼働中には給油しない。

### プロパンガス

- ゴムホース等は、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けている。
- ゴムホース等は、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検している。
- プロパンガスポンベは、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう固定している。

### カセットこんろ

- カセットボンベ容器カバーを覆うような大きな調理器具を使用しない。
- 2台以上並べての使用しない。
- 炭の火おこしをしない。

### 照明器具

- 近傍で可燃物を用いない又は熱により可燃物が高温にならないようにする。
- ソケットは確実に接続、絶縁被覆等により充電部分は露出して使用しない。
- 器具又は配線が動揺、脱落しないよう取り付け、過荷重、過張力が加わらないようにする。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

静岡県島田消防署 予防係 島田市旗指513番地の1

電話 0547-37-0119・FAX 0547-36-1436